

## 区要望の予算への反映に関する事務処理要領

### 1 趣 旨

市政を運営するにあたり、区民の意見・要望を適確に把握し、市政に反映していくことは極めて重要である。

この要領は、区民の意見・要望を予算編成に反映するため、局・区の役割等を明示し、一連の事務手続を定めることにより、職員の理解を深め、事務処理の円滑化を図るものである。

### 2 局長・区長の役割

#### (1) 局長の役割

所管局長は、区が要望する予算の内容を調査・検討し、予算要求に反映させるよう努めるものとする。

#### (2) 区長の役割

区長は、区の現状や各種計画における区の位置付けをよく把握したうえで、苦情、相談、陳情等の市政に対する区民の要望を吟味するとともに、所管局と十分調整のうえ、予算編成にあたっての区としての要望（以下「区要望」という。）をまとめるものとする。

### 3 区要望に関する事務手続

#### (1) 事務の流れ

予算編成における区要望の事務の流れは、別図のとおりとする。

#### (2) 事務処理手順

##### ① 区要望の作成依頼

中央区長は、次年度予算の編成に先立ち、各区長に対し、次年度予算における区要望の作成を依頼するものとする。

##### ② 区要望の作成

区長は、区要望の内容について、区予算要望調書（様式1）を作成し、中央区長に提出するものとする。なお、各区共通の要望には、事業名の末尾に「共通要望事項」と記し、区独自の個別要望には、優先順位を付すものとする。

##### ③ 区要望の審議・予算要求依頼

ア 中央区長は、区長から提出された区要望を所管局別に取りまとめ、区長会議に議案として提出するものとする。

イ 区長会議は、区要望の内容を審議し、要望事項一覧表（様式2（1）及び（2））を整理するものとする。

ウ 区長は、区長会議において整理した要望事項一覧表により、所管局長に対し

て予算要求への反映を依頼するものとする。

④ 予算見積についての検討・協議

ア 所管局長は、予算見積にあたっては、事前に区要望の内容について調査・検討を行うものとする。

イ 所管局長は、調査・検討にあたって必要があると認めるときは、中央区長を経て、関係区長に対して区要望の内容について説明を求めることができる。

ウ 中央区長は、所管局長から求めがあったときは、関係区長に対して説明資料の提出を依頼するとともに、ヒアリングの日程を調整するものとする。

エ 関係区長は、所管局長が求める説明資料を提出するとともに、区要望の内容について説明を行うものとする。

⑤ 予算見積状況の通知

所管局長は、区要望に関する予算見積の内容について、区要望予算見積通知書(様式3)により、中央区長を経て区長に通知するものとする。

⑥ 示達の通知

所管局長は、区要望に関する示達の内容について、区要望予算要求結果通知書(様式4)により、中央区長を経て区長に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

# 区要望事務の流れ

